

居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南魚沼福祉会が開設するゆのさと園居宅ケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所を、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

- 2 事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、協力と理解の下に総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする
- 4 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ゆのさと園居宅ケアセンター
- (2) 事業所の所在地 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1647番地275

(従業員の職種、員数、および職務の内容)

第4条 事業者は、管理者および従業員を次の通り配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人 (介護支援専門員)
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) 従業者 1人以上
 - ・利用者の訪問調査を行い、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供し、利用者の課題分析の結果に基づいて、利用者や家族の希望を反映したサービス計画を作成・調整する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日・休日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。）

(2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成するとともに次の通りとする。

- 1 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取り、利用者の実状や、居宅サービス計画の実地状況等の把握を行うものとする。
- 2 利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。
- 3 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

- 1 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- 2 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。
 - イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。
 - ウ 利用者や家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。
これを、原案に位置付けられた居宅サービス計画の提供担当者を招集して行われる介護等において、各担当者から専門的な意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。
 - エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
 - オ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
 - カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
 - キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。
- 3 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、または居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護

保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

- 4 居宅介護支援の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対して理解しやすいよう、説明することとする。
- 5 モニタリングの結果記録は1ヶ月に1回とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。
湯沢町、南魚沼市の一部(石打、関地区)

(利用者の相談を受ける場所)

第9条 利用者の相談を受ける場所は、事業所相談室で行う。但し、利用者の希望により利用者の居宅等においても行う。

(利用する課題分析票の種類)

第10条 利用する課題分析票の種類は『MDS-HC2.0』とする。

(居宅訪問頻度)

第11条 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後にサービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するため1ヶ月に1回以上の訪問を行う。また、省令に定める要件を満たしテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行った場合においては、少なくとも2か月1回とする。

なお、これにかかわらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待防止のための研修の実施。
- ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 指定居宅介護支援の提供中に、事業者又は利用者の家族等の高齢者を擁護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに保険者に通報し、保険者が行う虐待などに対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに町や利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第13条 事業者は自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は介護保険法の規定により町や国民健康保険団体連合会（以下「町等」という。）が行う調査に協力するとともに町等から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、町等から改善報告の求めがあった場合は改善内容の報告をする。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(利用料等)

第14条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。ただし、保険料の滞納により法定代理受領でない場合は、上記以外の取り扱いを行うものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第15条 事業所は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に事業が実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た情報を決して漏洩しない。また従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 事業所は、従業員の清潔保持および健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について衛生的な管理を行う。
- 4 事業所は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 5 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合、包括支援センター、行政に相談しつつ、協力体制を確保したうえでサービスを提供する。
- 6 運営基準減算の適用を受けないよう法令順守に留意する。
- 7 介護支援専門員一人あたりの居宅介護支援を受ける利用者数の平均件数は40件未満を維持する。
- 8 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。
- 9 災害や感染症が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、自然災害BCP・感染症BCP（業務継続計画）に従い運営するものとする。また、必要な研修及び訓練は年間研修計画に基づいて適宜実施するものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

この運営規定は、令和4年7月1日から施行する。

この運営規定は、令和7年4月1日から施行する。